

空き家問題の発生原因の多くは、相続を起因としています。高齢の親が亡くなる、または施設入所等により居住者がいなくなり、解体や売却がされないまま相続により所有権を取得することができます。

適切な相続手続きが何代にもわたって行われておらず、問題が発生した時点で数十人も上る法定相続人が存在し、対処が困難になる事例も存在します。行政が所有者を調査し、管理を求める通知を受けます。

取つて初めて、空き家の存在や相続人だと知ることも珍しいことではありません。

空き家問題は、今は関係ないと思っていても、いずれ誰にでも起こり得る問題であり、他人事ではありません。

放置された空き家が原因により、人や物を傷つけた場合、損害賠償責任を負う場合があります。現に空き家を見られたりした場合、「管理不全空家等」や「特定空家等」に認定し、再度指導を行います。その後も改善されない場合は「勧告」を発することがあり、勧告を受けた場合、固定資産税等を減免する特例措置が受けら

まさか自分が所有者に

・空き家の現地調査を実施しています

7月から11月まで、市では空き家の所在地や数、状態について全数把握を行っています。調査は公道から目視で行い、私有地に立ち入ることはできません。ご理解、ご協力お願いします。



危険な空き家には

〈空家等の状態〉

【良】

空家等

概ね1年以上住んでいない建物、それに附属する工作物、敷地のことをいいます。

↓ 改善されない又は不十分、状態悪化

管理不全空家等

適切な管理が行われておらず、そのまま放置すれば特定空家等になる恐れがある空家等のことをいいます。

↓ 改善されない又は不十分、状態悪化

特定空家等

そのまま放置されれば

- ①倒壊等の危険性がある
- ②衛生上有害となる恐れがある
- ③景観を著しく損なう
- ④その他生活環境の保全に重大な影響を及ぼす

上記いずれかの状態にある空家等のことをいいます。

【悪】

適切な管理を求める指導

管理不全空家等の認定・指導

↓ 改善されない又は不十分、状態悪化

勧告

特定空家等の認定及び指導・助言

↓ 改善されない又は不十分、状態悪化

勧告

↓ 改善されない又は不十分、状態悪化

命令

↓ 改善されない又は不十分、状態悪化

代執行

れなくなります。最も状態が深刻な特定空家等に認定されると、助言または指導、勧告、命令と段階的に強い指示を受け、それでも改善しない場合や周辺に危険がおよぶ場合は「行政代執行」が実施される場合があります。

ます。これは市が解体手続きを進めるもので、作業にかかる支払わない場合は国税滞納处分の例により、財産の差し押さえを行います。

※状態が著しく悪化した場合、直ちに特定空家等に認定する場合があります。